

○中村学園大学学位規程

平成2年4月1日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)、中村学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第24条及び中村学園大学学則(以下「大学学則」という)第25条の規定に基づき、中村学園大学(以下「本学」という)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位の種類及び専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士の学位 (修士課程又は博士課程前期 2年の課程)	博士の学位 (博士課程後期3年の課程)
栄養科学研究科	栄養科学専攻	修士(栄養科学)	博士(栄養科学)
流通科学研究科	流通科学専攻	修士(流通科学)	
教育学研究科	教育学専攻	修士(教育学)	

学部	学科	学位の種類
栄養科学部	栄養科学科	学士(栄養科学)
	フード・マネジメント学科	
教育学部	児童幼児教育学科	学士(教育学)
流通科学部	流通科学科	学士(流通科学)

(学位授与の要件)

第3条 本学大学院において所定の課程を修了した者には、大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

2 本学を卒業した者には、本学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

第2章 博士前期課程及び修士課程

(修士論文の提出)

第4条 博士前期課程及び修士課程の学位論文(以下「修士論文」という)は、2年次の1月末までに提出しなければならない。ただし、修士論文を提出できる者は、課程修了の1年

前までに、大学院学則第13条に定める授業科目について、16単位以上を修得した者とする。

- 2 修士論文は、研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 3 修士論文は1編とし、これに概要書を添付して、各3部を提出するものとする。なお、修士論文には、参考として他の論文を添付することができる。
- 4 受理した論文は、返還しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、学部・修士課程5年一貫教育プログラムにより入学した者については、課程修了の1年前までに取得しておかなければならない単位数は、10単位とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程(社会人1年制)により入学した者については、修了要件単位修得見込みの上、課程修了年度の1月末までに修士論文を提出しなければならない。

(修士論文の審査)

第5条 提出された修士論文については、研究科委員会の定める審査委員によって審査を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第22条第3項の規定により、流通科学研究科修士課程においては、当該修士課程の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文の審査委員)

第6条 審査委員は、研究指導教員及び研究指導補助教員の計3名とし、主査は研究指導教員が当たる。

- 2 研究科委員会が必要と認めたときは、前項以外の教員を審査委員に加えることができる。
- 3 審査委員は、審査の結果を研究科委員会に報告するものとする。

(修士論文の審査規準)

第7条 修士論文は、広い視野にたって精深な学識を備え、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すものでなければならない。

(最終試験)

第8条 大学院学則第22条第1項に定める最終試験は、所定の単位を修得し、かつ修士論文を提出した者について行う。

- 2 試験は、修士論文の内容及びこれに関連ある専攻分野の科目について、試問の方法によって行う。
- 3 前項の試問は、口頭による。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。

(審査期間)

第9条 審査委員は、修士論文提出後から年度末までの研究科委員会が適当と定めた日時までに、修士論文の審査及び最終試験を行わなければならない。

(審査結果の報告)

第10条 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与することの可否を議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会の構成員総数の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の賛成がなければならない。ただし、長期出張中及び休職中の構成員は、構成員の総数に算入しないものとする。

3 研究科長は、第1項の議決の結果を、文書を持って学長に報告しなければならない。

(修士の学位記の授与)

第12条 学長は、前条第3項の報告に基づいて、学位の授与を議決された者には修士の学位記を授与する。

第3章 博士後期課程

第1節 課程修了による学位

(博士論文の提出)

第13条 博士の学位論文(以下「博士論文」という)は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受け、研究指導の単位を修得しなければ、これを提出することはできない。ただし、研究科委員会において特に優れた研究業績をあげたと認めた者については、この期間を短縮することができる。

2 博士論文は、在学期間中に提出するものとする。

3 博士論文を提出しようとする者は、博士論文の指導を行う教員(以下「指導担当教員」という)の承認を得るものとする。ただし、提出者の指導担当教員が退任した場合は、研究科委員会の議を経て、最も近い専攻分野を担当する研究指導教員をこれにあてることができる。

4 博士論文は、次の各号に掲げる書類を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。

(1) 論文審査願 1通

- (2) 論文目録 3通
- (3) 論文要旨 3通
- (4) 履歴書 3通
- (5) 承諾書 1通
- (6) 報告書 1通
- (7) 掲載誌の受理証明書 1通

5 博士論文は1編とし、原則として各3部を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

6 学長は、審査のため、必要があるときは、博士論文の副本又は訳文の提出をもとめることができる。

7 受理した論文は、返還しない。

(博士論文の審査)

第14条 学長は、博士論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(博士論文の審査委員)

第15条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会から選出された研究指導教員3名からなる審査委員がこれを行う。

2 審査委員は、主査1名、副査2名とする。

3 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、研究科委員会の議を経て、本学及び他大学院又は研究所等の教員を審査委員に加えることができる。

4 審査委員は、審査の結果を研究科委員会に文書で報告するものとする。

(博士論文の審査規準)

第16条 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務への従事に必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものをもって合格とする。

(最終試験)

第17条 最終試験は、博士論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、第15条に規定する審査委員が博士論文を中心とし、これに関連ある科目について口頭又は筆答によって行うものとする。

(審査期間)

第18条 博士論文の審査及び最終試験は、博士論文を受理した後、1年以内に終了するもの

とする。

(審査結果の報告)

第19条 審査委員は、博士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第20条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位を授与することの可否を議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会の構成員総数の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2の賛成がなければならない。ただし、長期出張中及び休職中の構成員は、構成員の総数に算入しないものとする。

3 研究科長は、第1項の議決の結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士の学位記の授与)

第21条 学長は、前条第3項の報告に基づいて、学位の授与を議決された者には博士(甲号)の学位記を授与する。

第2節 論文提出による学位

(博士論文の提出)

第22条 博士の学位は、第13条の規定にかかわらず、本学大学院の博士後期課程を経ない者が博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ専攻学術に関し、博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力があると確認(以下「学力の確認」という)された場合も、これを授与することができる。

(学位の申請)

第23条 前条の規定により学位を申請する者は、指導担当教員の承認を得るものとする。ただし、提出者の指導担当教員が退任した場合は、研究科委員会の議を経て、最も近い専攻分野を担当する研究指導教員をこれにあてることができる。

2 学位を申請する者は、次の各号に掲げる書類に別に定める審査手数料を添えて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 論文目録 3通
- (3) 論文要旨 3通
- (4) 履歴書 3通
- (5) 学位申請推薦書 1通
- (6) 研究業績書 1通

- (7) 研究歴証明書 1通
- (8) 卒業証明書 1通
- (9) 住民票 1通
- (10) 承諾書 1通
- (11) 報告書 1通
- (12) 掲載誌の受理証明書 1通
- (13) その他研究科委員会が必要と認める書類

3 本学大学院の博士後期課程において、所定の年限在学し、必要な研究指導の単位を修得したのみで退学した者が、論文を提出した場合も、前項の規定による。

4 学位申請書には、当該博士論文の審査を受けようとする学位の種類を指定するものとする。

5 博士論文は1編とし、原則として各3部を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

6 学長は、審査のため、必要があるときは、博士論文の副本又は訳文の提出をもとめることができる。

(論文及び審査手数料の不還付)

第24条 前条の規定により受理した論文及び納付した審査手数料は、これを返還しない。

(論文の審査及び審査委員)

第25条 博士論文の審査及び審査委員は、第14条及び第15条の規定を準用する。

(博士論文の審査規準)

第26条 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務への従事に必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものをもって合格とする。

(試験)

第27条 博士論文の審査にあたっては、原則として試験を行う。

2 試験は提出された博士論文を中心とし、これに関連ある研究領域について口頭又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第28条 第22条の学力の確認は、試問による。

2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻学術に関し、博士後期課程を終えて、学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かにつ

いて行う。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本学大学院の博士後期課程において、所定の年限在学し、必要な研究指導の単位を修得したのみで退学した者が、退学後、5年以内に論文を提出して審査を請求するときは、試問を免除することができる。

(審査期間)

第29条 博士論文の審査及び最終試験は、博士論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第30条 審査委員は、博士論文の審査及び学力の確認の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第31条 学位を授与することの可否に関する研究科委員会の議決及びその報告については、第20条に準ずる。

(博士の学位記の授与)

第32条 学長は、前条の報告に基づいて、学位の授与を議決された者には博士(乙号)の学位記を授与する。

第4章 学位論文の公表、その他

(論文要旨等の公表)

第33条 学長は、第21条及び第32条により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、本学の協力を得て、機関リポジトリにより公表する。

(学位論文の公表)

第34条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代え、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項に規定する公表は、本学の協力を得て、機関リポジトリにより公表する。

(大学名の付記)

第35条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「中村学園大学」と付記するものとする。

(学位授与の報告)

第36条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内に所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の取消)

第37条 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の榮譽を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、すでに与えた学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の決定を行うには、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

(学位記の保存)

第38条 審査を終了した学位論文は、本学メディアセンターに保存する。

(学位記様式)

第39条 学位記の様式は、別表に定める。

(規程の改正)

第40条 この規程の改正は、学長が、研究科委員会の議を経て行うものとする。

(その他)

第41条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

別表1

第12条に規定する修士の学位記の様式(縦書きにする場合も、同様とする。)
(栄養科学研究科)

学 位 記		
氏 名		
年	月	日生
本学大学院栄養科学研究科栄養科学専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し 学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(栄養科学)の学位を授与する		
年	月	日
修栄第	号	中村学園大学長 印

(流通科学研究科)

学 位 記		
氏 名		
年	月	日生
本学大学院流通科学研究科流通科学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位 論文の審査及び最終試験に合格したので修士(流通科学)の学位を授与する		
年	月	日
修流第	号	中村学園大学長 印

(教育学研究科)

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院教育学研究科教育学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(教育学)の学位を授与する

年 月 日

中村学園大学長

印

修教第 号

別表2

(縦書きにする場合も、同様とする。)

(1) 第21条に規定する博士の学位記の様式

(栄養科学研究科)

学 位 記			
氏 名			
年 月 日生			
本学大学院栄養科学研究科栄養科学専攻の博士後期課程において専修科目について研究指導を受け学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(栄養科学)の学位を授与する			
	年	月	日
中村学園大学長			印
博栄甲第 号			

(2) 第32条に規定する博士の学位記の様式

(栄養科学研究科)

学 位 記			
氏 名			
年 月 日生			
本学大に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(栄養科学)の学位を授与する			
	年	月	日
中村学園大学長			印
博栄乙第 号			

別表3

第3条第2項に定める学士の学位記(縦書きにする場合も、同様とする。)

(1) 栄養科学部栄養科学科

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学栄養科学部栄養科学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(栄養科学)の学位を授与する	
年 月 日	中村学園大学長
第 号	印

(2) 栄養科学部フード・マネジメント学科

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学栄養科学部フード・マネジメント学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(栄養科学)の学位を授与する	
年 月 日	中村学園大学長
第 号	印

(3) 教育学部

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学教育学部児童幼児教育学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(教育学)の学位を授与する	
年 月 日	中村学園大学長
第 号	印

(4) 流通科学部

学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学流通科学部流通科学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(流通科学)の学位を授与する	
第 号	年 月 日
中村学園大学長	
印	

別表 1

別表 2

別表 3